

第6章 廃棄物

第1節 一般廃棄物

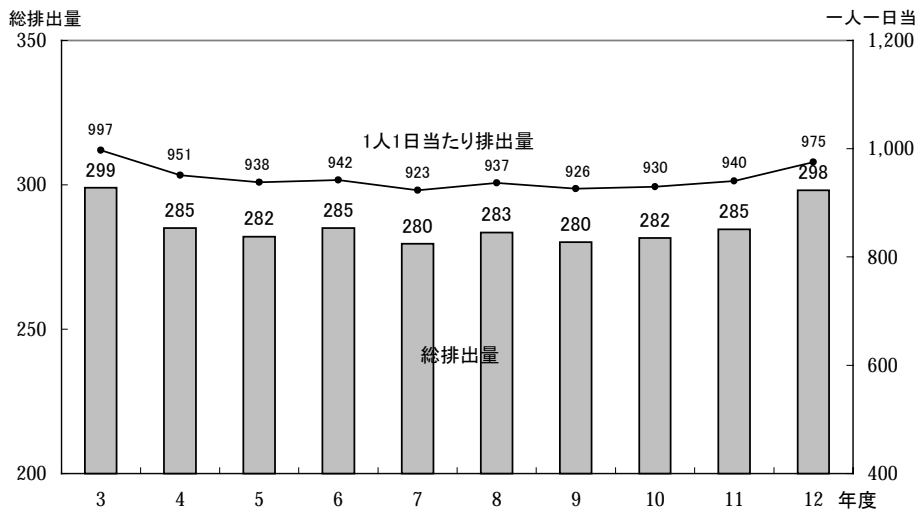
1 ごみの排出量

平成12年度における県内のごみの総排出量は約29万8千tであり、平成11年度(約28万5千t)と比較して約1万3千t増加した。平成3年度の29万9千tをピークに平成4年度から減少傾向を示し、概ね横ばいで推移してきたが、平成10年以降増加に転じている。

これは、ダイオキシン類対策のための家庭用小型ごみ焼却炉の廃止が考えられ、さらに平成12年度の急増は、平成13年4月からの家電リサイクル法の施行を前に、市町村の粗大ごみ処理施設に、廃家電が殺到したためと考えられる。

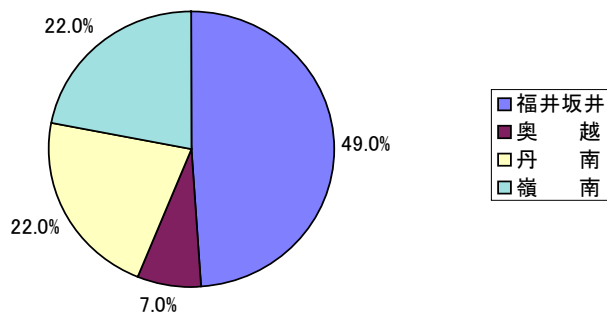
県民1人1日当たりのごみの排出量は975gであり、平成11年度(940g)と比較すると30g増加した。傾向は、総排出量と同様である。(図2-6-1)

図2-6-1 ごみ総排出量と県民1人1日当たり排出量の推移



また、ブロック別では、福井坂井ブロックが最も多く、14万5千tで総排出量の49%を占めている。次いで、嶺南ブロック6万7千t(22%)、丹南ブロック6万6千t(22%)、奥越ブロック2万t(7%)である。(図2-6-2)

図2-6-2 ブロック別ゴミ排出量



2 ごみの処理状況

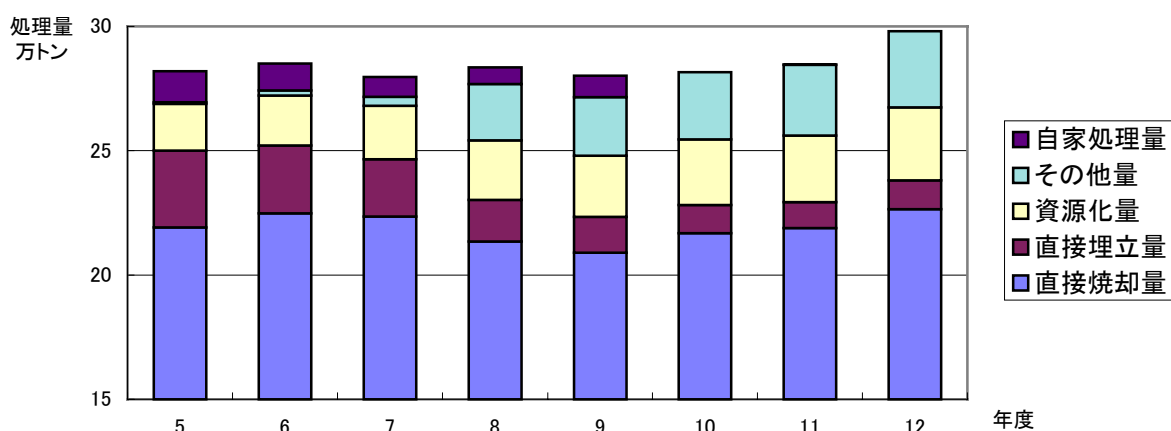
市町村（一部事務組合を含む）では、通常、収集されたごみを、焼却、破碎、資源化等の中間処理をしたうえで、その残渣などを埋立て処分している。

ごみの減量処理率（処理・処分されたごみに対する焼却・破碎・資源化等の中間処理を行ったごみの割合）は96.1%（11年度96.3%）となっており、中間処理によるごみの減容化が中心となっている。

中間処理されたごみ（28万6千t）のうち、直接焼却された割合は79.1%となっている。また、焼却以外の中間処理（破碎・選別による資源化等）の割合は20.9%となっている。

一方、直接埋め立てされるごみの量は約1万2千t（平成11年度1万t）で、割合は3.9%となっている。また、焼却残さ等の埋立てを合わせた埋立総量は4万9千tとなっており横ばい傾向を示している（11年度4万9千t、10年度5万t）。（図2-6-3、資料編表8-10）

図2-6-3 処理別ごみ処理の推移



3 リサイクルの状況

平成12年度に、市町村において資源ごみの分別収集や中間処理により資源化された量は2万8千tとなっており、平成11年度（2万7千t）と比較して約1千t増加している。

また、住民団体等によって資源として集団回収された量は2万5千t（11年度2万4千t）である。市町村における資源化と集団回収を合わせた5万4千tがリサイクルにまわされており、リサイクル率は16.8%となっている（11年度16.5%）。このリサイクル率は、市町村の取組みの強化や住民の意識の高まり等により年々増加している。（表2-6-4～5、図2-6-6）

表2-6-4 資源化量の推移

（単位：千t）

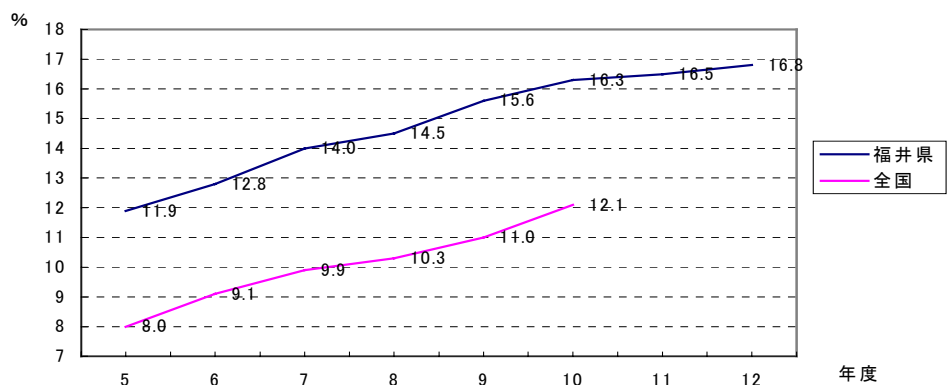
年 度	5	6	7	8	9	10	11	12
資源化量	19	20	22	24	25	26	27	29

表2-6-5 集団回収量の推移

（単位：千t）

年 度	5	6	7	8	9	10	11	12
集団回収量	15	17	19	19	21	23	24	25

図 2 - 6 - 6 リサイクル率の推移



4 廃棄物処理施設の状況

市町村では、収集された一般廃棄物を処理するため、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地施設等の廃棄物処理施設を設置している。

平成 12 年度末現在、ごみ焼却施設は 14 施設設置されており、処理能力は 1,112 t / 日となっている。また、一般廃棄物最終処分場は 15 施設設置されており、残余容量等を考慮しながら計画的に新しい施設の整備が進められている。

5 焼却施設からのダイオキシンの排出状況

市町村が設置するごみ焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度は、平成 12 年度に行った実態調査の結果、緊急対策が必要とされる基準 (80ng - TEQ/Nm³) を超えた施設はなかった。

しかしながら、平成 14 年 12 月から適用となる厳しい排出基準を達成していない施設もあることから、市町村等においては一層の維持管理の徹底や施設の改善等の対策を講じているところである。(表 2 - 6 - 7)

表 2 - 6 - 7 ごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度 (平成 11 年度実績)

設置主体	施設名	能力 (t/日)	炉形式	ダイオキシン類濃度 (ng - TEQ/Nm ³)	H14.12 から適用される基準値 (ng - TEQ/Nm ³)
福井市	クリーンセンター	345	全連	2.73	1
福井坂井地区広域市町村圏事務組合	清掃センター	222	全連	0.34	5
大野市	クリーンセンター	50	機バ	0.31	5
和泉村	清掃センター	6	固バ	16.00	10
南越清掃組合	第 1 清掃センター	100	准連	1.00	5
	第 2 清掃センター	30	機バ	1.30	5
鯖江広域衛生施設組合	鯖江クリーンセンター	120	准連	0.35	5
敦賀市	清掃センター	100	准連	6.30	5
美浜・三方環境衛生組合	三方清掃工事	30	機バ	3.00	10
小浜市	清掃センター	56	准連	0.18	5
上中町	環境美化センター	6	固バ	5.60	10
名田庄村	清掃センター	3	固バ	59.00	10
高浜町	清掃センター	30	准連	45.00	10
大飯町	エコターミナル	14	機バ	1.24	10

(注) ng : ナノグラムと読む。1 ナノグラムは 10 億分の 1 グラム

TEQ : 毒性等量。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性が異なる。異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8 - TCDD の毒性を 1 とし、各異性体の毒性を毒性等価係数により換算した量

Nm³ : N は ノルマルと読む。0、1 気圧の状態の気体の体積

第2節 産業廃棄物

1 県内発生状況

(1) 県内総発生量

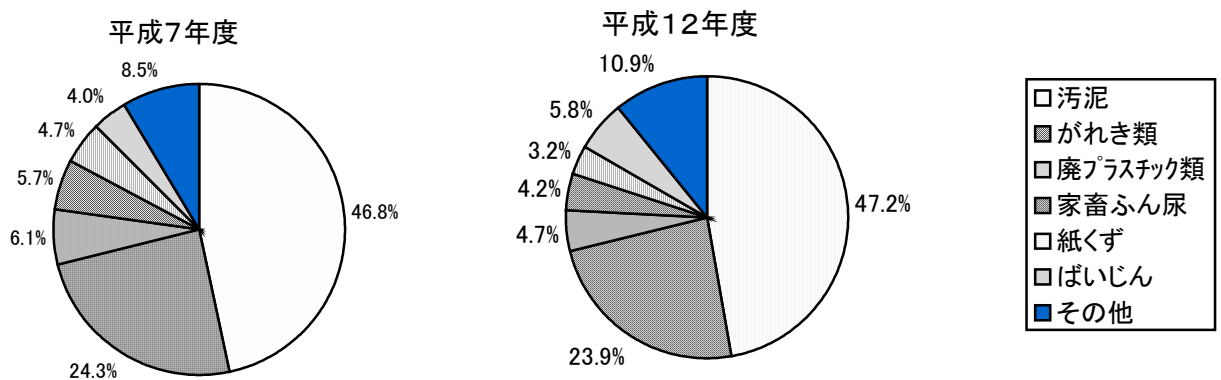
平成12年度に本県で発生した産業廃棄物は3,438千tであり、平成7年度の2,911千tと比較すると、約1.2倍に増加した。

(注) 産業廃棄物の実態調査については、県内事業所から産業廃棄物排出事業所を抽出し、アンケート調査により実施している。調査は5年ごと実施しており、直近のデータは、平成12年度値である。

(2) 種類別発生量

産業廃棄物の発生量を種類別にみると、汚泥の発生量が最も多く、1,624千t(全発生量の47%)、次いで、がれき類823千t(24%)、ばいじん198千t(6%)、廃プラスチック類162千t(5%)、家畜ふん尿146千t(4%)、紙くず110千t(3%)の順で、この6種類で全体の89%を占めている。(図2-6-8)

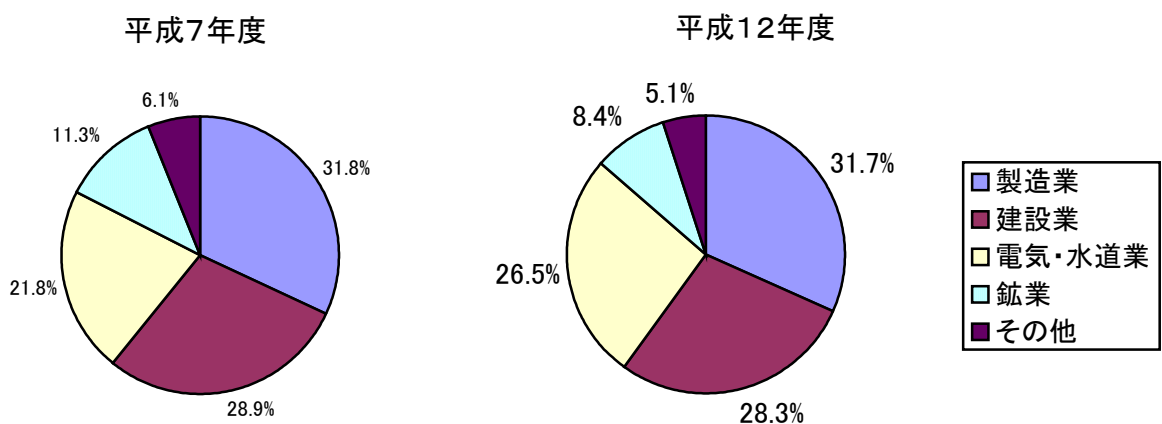
図2-6-8 種類別発生量構成比



(3) 業種別発生量

産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が最も多く、1,089千t(全発生量の32%)、次いで、建設業973千t(28%)、電気・水道業910千t(26%)の順となっており、この3業種で86%を占めている。(図2-6-9)

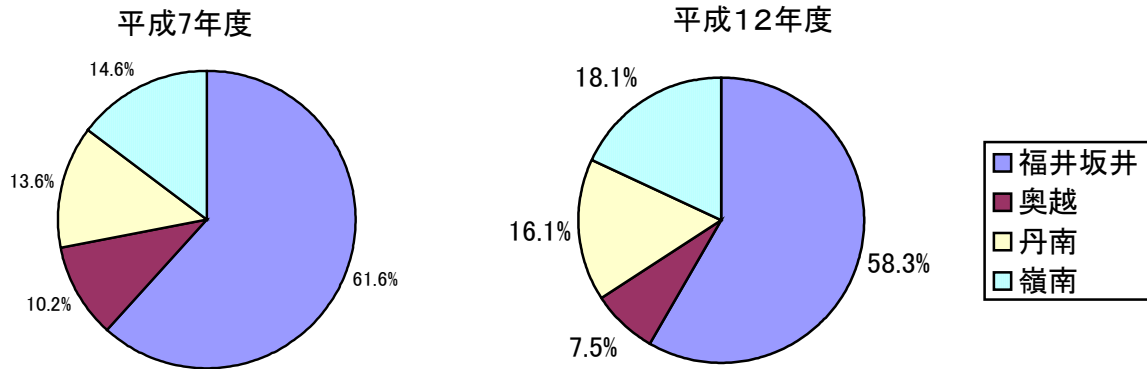
図2-6-9 業種別発生量構成比



(4) 地域別発生状況

地域別発生量をみると、福井坂井地域が最も多く、2,004千tで全発生量の58%を占めている。次いで、嶺南地域623千t(18%)、丹南地域552千t(16%)、奥越地域259千t(8%)である。(図2-6-10)

図2-6-10 地域別発生量構成比



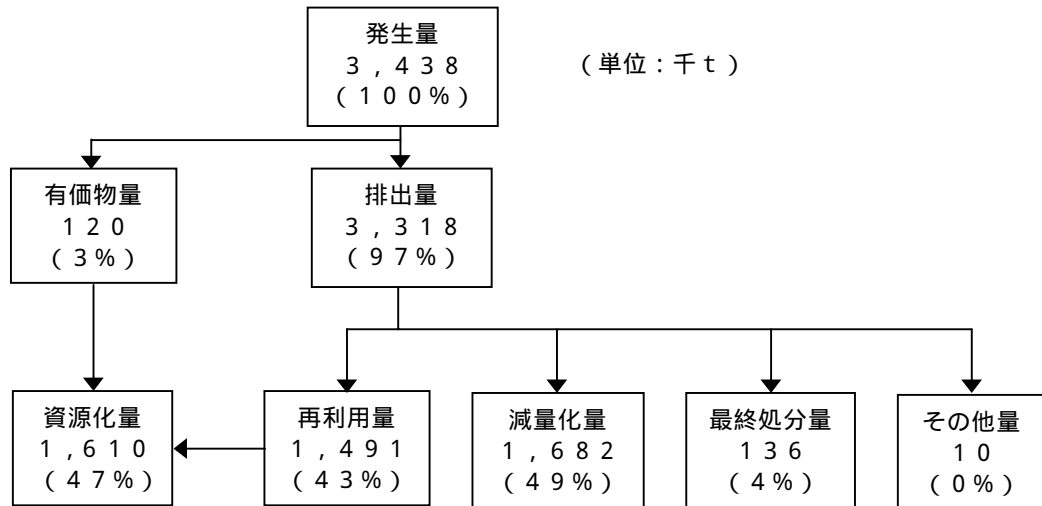
2 処理処分状況

(1) 発生からの処理処分状況

発生量3,438千tの処理処分状況は、資源化量1,610千t(47%)減量化量1,682千t(49%)、最終処分量136千t(4%)等となっている。(図2-6-11)

平成2年度と比較すると、再生利用等の資源化が進み、最終処分量が大幅に減少している。

図2-6-11 平成12年度処理処分状況



(2) 種類別処理状況

汚泥については、1,624千tの発生量があるが、83%が減量化され、最終処分量は2%となっている。

がれき類については、823千tのうち、94%が資源化されている。

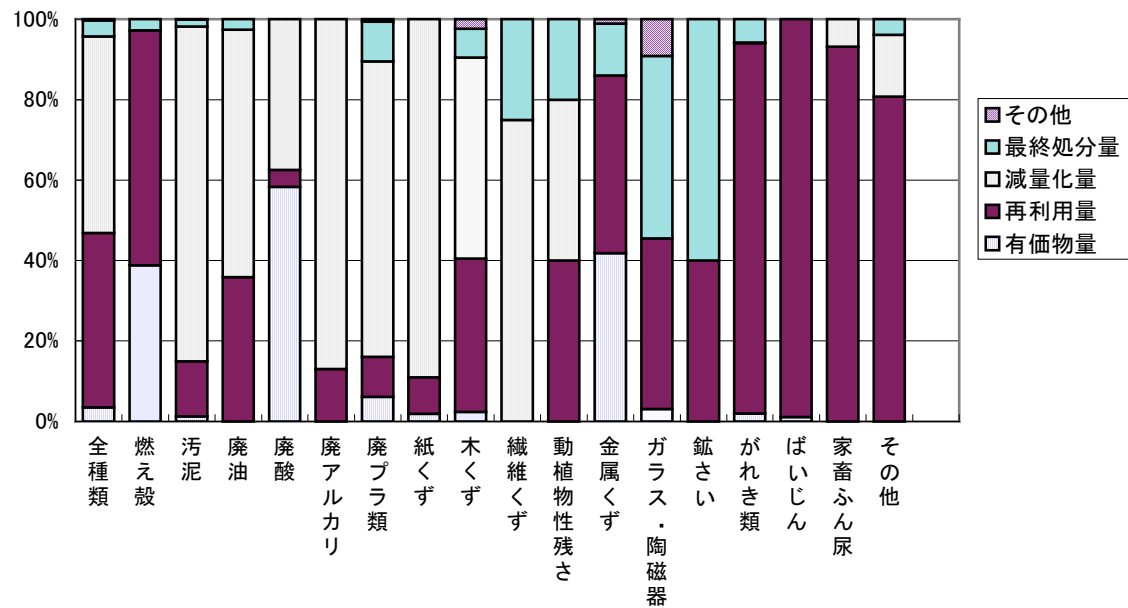
廃プラスチック類では、162千tのうち、73%が減量化されている。(図2-6-12)

(3) 最終処分状況

最終処分量は、136千tで発生量の4%にあたる。

最終処分量を種類別にみると、燃え殻が32千t(全最終処分量の24%)で最も多く、次いで、がれき類が30千t(22%)、汚泥が24千t(17%)の順となっている。

図 2 - 6 - 12 種類別処理状況 (平成 12 年度)



3 広域移動状況

平成 12 年度の産業廃棄物収集運搬業者の実績報告によると、県外から県内に搬入された産業廃棄物は 171 千 t であり、県内から県外に搬出された産業廃棄物は 343 千 t である。(表 2 - 6 - 13)

表 2 - 6 - 13 平成 12 年度の県内への搬入量および県外への搬入量 (単位：千 t)

種類	汚泥	シュレッダースト	廃プラ類	がれき類	廃油	その他	特管産廃	合計
搬入量	56	45	21	6	10	27	6	171
種類	汚泥	ばいじん	がれき類	廃油	廃プラ類	その他	特管産廃	合計
搬出量	18	104	4	4	9	191	13	343

4 産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理は、原則的には排出事業者自ら行わなければならないが、処理業者は、排出事業者から処理の委託を受けて産業廃棄物の処理を適正に行うことにより排出事業者処理責任を補完する役割を担っている。

本県における産業廃棄物処理業の許可件数は、平成 13 年 3 月 31 日現在 1,037 件で、これを業の種類別にみると、収集・運搬業(特別管理産業廃棄物の収集運搬業を含む)の許可が 933 件で全体の 90% を占めている。(表 2 - 6 - 14)

表 2 - 6 - 14 産業廃棄物処理業許可件数 (平成 13 年 3 月 31 日現在)

許可区分	収集運搬	中間処理	最終処分	中間処理・最終処分
産業廃棄物	820	86	6	3
特別管理産業廃棄物	113	9	0	0
合計	933	95	6	3

5 産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物処理法第 15 条に基づく許可を受けている産業廃棄物処理施設数は、平成 13 年 3 月末現在で 140 施設である。

産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設（汚泥、廃油、廃プラスチック、その他）は 73 施設で、全許可施設の約 5 割強を占めている。これらの施設は、廃棄物処理法に基づきダイオキシン削減対策を講じていく必要がある。

また、平成 13 年 3 月現在埋立て中の産業廃棄物最終処分場は 18 施設であり、そのうち、安定型が 14 施設、管理型が 4 施設である。（表 2 - 6 - 15 , 16）

表 2 - 6 - 15 産業廃棄物処理許可施設設置状況（平成 12 年 3 月 31 日現在）

施設の種類	許可対象となる処理能力	施設数
汚泥の脱水処理施設	10m ³ / 日超	33
汚泥の焼却施設	5m ³ / 日超、200kg / 時以上または火格子面積 2 m ² 以上	7
廃油の油水分離施設	10m ³ / 日超	3
廃油の焼却施設	1m ³ / 日超、200kg / 時以上または火格子面積 2 m ² 以上	9
廃酸・廃アルカリの中和施設	50m ³ / 日超	2
廃プラスチックの破碎施設	5 t / 日超	7
廃プラスチックの焼却施設	0.1t / 日超または火格子面積 2 m ² 以上	36
シアン分解施設	すべて	4
産業廃棄物焼却施設	200kg / 時以上または火格子面積 2 m ² 以上	21
最終処分場（安定型）	すべて	14
最終処分場（管理型）	すべて	4
合計		140

- ・ ～ ：中間処理施設、 ～ ：最終処分場
- ・ 合計の数字については焼却施設に重複数があるため合致しない。

表 2 - 6 - 16 （財）福井県産業廃棄物処理公社の施設概要（平成 12 年 3 月末日現在）

破碎施設		硬質系 1 式（能力 5 t / 時） 軟質系 1 式（能力 1 t / 時）
焼却施設		1 式（能力 5 t / 時）
最終処分場	安定型	面積 94,700 m ² 容積 537,000m ³
	管理型	面積 34,890 m ² 容積 143,100m ³